

平成18年度
第2回
茨木市国民保護協議会

会 議 録

茨木市国民保護協議会

1.平成18年8月30日(水)午後3時00分から第2回茨木市国民保護協議会を南館10階大会議室で開催した

1.出席委員

会長 茨木市長
委員 陸上自衛隊第36普通科連隊第4中隊長
委員 茨木警察署 署長
委員 茨木土木事務所 所長
委員 茨木土木事務所 地域防災監
委員 大阪府北部農と緑総合事務所 所長
委員 茨木保健所企画調整課 課長補佐
委員 助役
委員 助役
委員 教育長
委員 消防長
委員 収入役
委員 水道事業管理者
委員 総務部長
委員 企画財政部長
委員 市民生活部長
委員 環境部長
委員 建設部長
委員 都市整備部長
委員 健康福祉部保健医療課 参事
委員 人権部男女共同参画課 参事
委員 西日本旅客鉄道(株) 茨木駅長
委員 西日本電信電話(株)大阪支店 設備部災害対策室 室長
委員 西日本高速道路(株)関西支社 茨木管理事務所 所長
委員 (株)阪急レールウェイサービス 高槻市駅管区 総括駅長
委員 淀川右岸水防事務組合 事務局長
委員 神安土地改良区 理事長
委員 茨木市消防団 団長
委員 茨木市医師会 会長
委員 茨木市自治会連合会 会長
委員 茨木警察署管内防犯協会 会長
委員 茨木市民生委員児童委員協議会 副会長
委員 (独)産業技術総合研究所 参与

1.代理出席とした者

委員 関西電力(株)高槻営業所 所長
委員 大阪ガス(株)導管事業部 北東部導管部保安指令センター 所長
委員 阪急バス(株)茨木営業所 所長

1. 欠席した委員

委員 近畿農政局大阪農政事務所 地域第一課長

委員 茨木郵便局代表(太田郵便局 局長)

委員 日本通運(株)茨木支店 支店長

1. 説明のため出席した者は次のとおり

茨木市総務部総合防災課長

茨木市総務部総合防災課安全管理係長

1. 会議次第は次のとおり

(1) 開会

(2) 市長あいさつ

(3) 講演

(5) 議 題

(6) 閉会

1. 会議において審議した議案案件は次のとおり

・茨木市国民保護計画(案)について

・今後のスケジュールについて

あいさつ(野村会長(市長))

講演

テーマ 「国際人道法(ジュネーブ条約を中心に)」

講 師 日本赤十字大阪府支部事業課長 神 谷 尚 孝 氏

(主な内容)

- ・国際人道法とは武力紛争の際に適用されるジュネーブ諸条約を中心とする国際習慣法であり、日本は1953年に加入している
- ・国際人道法の目的とは武力紛争のもたらす不必要な犠牲や損害を防止することや敵対(戦闘)行為に参加しないすべての人を保護することである
- ・日本は、国際的武力紛争の犠牲者保護に関する第1追加議定書や非国際的武力紛争(内戦など)の犠牲者保護に関する第2追加議定書に平成16年5月に加入しており、難民の保護や15歳以下の徴兵の禁止、標章使用の明文化等を順守しなければならない

司会(吉田安全管理係長)

これより、議事に移らせていただきますが、まず、会議成立の報告をいたします。

本日の協議会ですが、委員総数38名のうち、出席者は、35名で過半数に達しておりますので、茨木市国民保護協議会条例第5条第2項の規定により、本日の会議は成立いたしております。

なお、本協議会の議長は、茨木市国民保護協議会条例第5条第1項の規定により、会長が務めることとなっております。

それでは、会長である野村市長に議長をお願いいたします。

議長(野村会長(市長))

司会から説明がありましたが、条例の規定によりまして、私の方で会議を進めてまいります。

まず、「茨木市国民保護計画（案）について」を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

案件説明（総合防災課長）

総合防災課 課長の島村です。

前回の第1回会議では、府下市町村と大阪府が共同で作成しました、市町村モデル計画を茨木市版に修正したものを、市町村国民保護計画（素案）というかたちでお示しいたしましたが、本日は、大阪府の計画、市町村モデル計画、そして本市の計画（案）を対比しながら、具体的にご検討願いたいと考えております。

市町村の国民保護計画策定にあたりましては、大阪府の計画との整合性、また、府下市町村の計画との整合性が重要であります。

調査いたしましたところ、府下市町村すべてが、市町村モデル計画を基本として作成する状況であり、本市におきましても、府下市町村と大阪府が共同で作成した市町村モデル計画を基本として、作成してまいりたいと考えております。

それでは、資料の1「国民保護計画比較表」をご覧ください。

比較表の右の欄、茨木市国民保護計画（案）欄には、市町村モデル計画との変更点をアンダーラインで示しております。

市町村モデル計画で、「市町村」という表記を、市の計画（案）では、「市」と変更するところが全体に出てまいります。

1ページでは、第3章 関係機関の責務と役割 第1節 関係機関の責務等 7の第五管区海上保安本部等のところにつきましては、本市は海に接しておらず、海上保安部との連携は必要がないと考えておりますので省いております。

2ページでは、第4章 市町村の地理的、社会的特徴のところにつきましては、第4章 茨木市の概況 第1節 自然的概況としまして、1地勢、2地形・地盤、3気候といたしております。

第2節社会的条件 1人口といたしましては、前回配布しました素案では、平成12年の国勢調査の数値を記載しておりますが、これにつきましては、昨年実施されました国勢調査の数値がまもなく確定いたしますので、変更させていただきます。

第5節の鉄道・空港・港湾の位置等につきましては、本市には空港・港湾がありませんので、空港・港湾を削除し、鉄道の位置等のみ掲載しております。

第6節の主な施設等についてですが、

地下街につきましては、消防法第8条の2では、「地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの」と定義されており、一般的には駅などが併設され、不特定多数の人の往来があり、かつ地上への避難が困難であるというところであり、本市域には、これに該当する地下街はありませんので、削除しております。

また、高層建築物につきましても、消防法第8条の2で「高さ31メートルを超える建築物」と定義されており、本市には31メートルを超える建物が74棟ありますが、府国民保護計画では、200メートルを超える建物3棟のみを、「地上への緊急避難が困難である」とのことから掲載しております。

本市計画（案）では、本市の建物で最高は46メートルであることから、府計画と整合性を保つため、高層建築物は削除しております。

また、石油コンビナート、自衛隊施設につきましても、本市にはございませんので、省かしていただいております。

4ページでは、第3章 避難住民の救援 第1節 救援の実施 2救援の実施（1）市町村長によ

る救援を市長による救援に、

5 ページでは、第 2 節 安否情報の収集・提供 1 安否情報の収集 (1) 市町村長による収集につきましても、4 ページと同様に市長による収集に変更しております。

同じく 5 ページ、第 4 章 武力攻撃災害への対処、第 3 節 生活関連等施設の安全確保、3 石油コンビナート等にかかる災害への対処につきましては、石油コンビナートは本市にはありませんので、掲載はしていません。

4 武力攻撃原子力災害への対処につきましては、吹田市との境界付近にある大学研究施設が考えられますが、国民保護法に定めた、原子力災害特別措置法に基づく、原子炉の設置や核燃料の使用・加工の許可を受けている原子力事業所には該当しませんので、削除しております。

6 ページ、第 4 節 N B C 攻撃による災害への対処につきましては、核攻撃も考えられることから、安定ヨウ素剤の配布を追加しております。

続きまして、資料 2 をご覧ください。

これにつきましては、前回お示ししました時点から、陸上自衛隊における名称変更や安否情報関連の省令が改正されましたので、アンダーラインのとおり、名称の変更や条文及び様式の数字を修正しております。

質疑

【質 問】(柚木委員)

広域にわたる計画の策定にあたっては、大阪府や各市町村との整合性や一定の統一性も大切ではないかと思えます。

そういうことから、府下市町村においても、モデル計画を基本に作成されるとの事務局の報告がありました。内容的には、モデル計画に準じるべきだと考えます。

ただ、国民保護計画を作成するにあたっては、地域特性を考慮するなど、独自性が必要になると思えます。この計画(案)では、どのように明記されているのか。事務局の考えも合わせてお聞きしたい。

【回 答】

本市の国民保護計画の策定にあたりましては、委員ご指摘のように、大阪府や府下市町村との整合性が大切であると考えております。

また、地域特性につきましても、本市の地域防災計画から準用し、まず、第 4 章「茨木市の概況」(P 1 8) で、第 1 節で自然的条件、第 2 節で社会的条件、第 3 節で道路等の位置、第 4 節で鉄道等の位置をあげております。

なお、本市の場合、地理的な特徴として特に配慮すべき、港湾、コンビナート、空港、自衛隊の基地、原子力発電所等はございませんので、モデル計画から削除しております。

【質 問】(松本委員)

それぞれを比較し、説明いただいたが、P 4 3 配備基準について、警戒配備以前に初動連絡体制をとるための事前配備が必要になってくると思うがどうでしょうか。

【回 答】

本市の地域防災計画では、台風など自然災害の動向や規模等により準備配備、事前配備、警戒配備という段階的な配備体制をとっておりますことから、配備基準につきましては、委員ご指摘のとおり、初動連絡体制をとるためにも、警戒配備の前に事前配備も必要かと考えておりますので、検討させて

いただきます。

【質 問】(室 委員)

P 1 0 に基本方針が謳われているが、講演をお聞きし思ったのだが、計画策定の理念的なところ、基本的人権、恒久平和などについて、序文、はじめにのようなかたちで明確に示してはどうでしょうか。

【回 答】

国民保護法第 9 条第 2 項でも、『国民の保護のための措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保しなければならない』と定められております。

国民保護計画策定にあたって最重要課題であります、住民の安全と基本的人権の最大の確保という、本市計画の理念的な部分をどのような形で表現すればよいのか、検討していきたいと考えます。

【意 見】(武 委員)

全国の市町村が、今年度一斉に、それぞれの国民保護計画を策定いたします。

法で、地方自治体の役割が決められている訳ですが、保護計画を考えたときに、市町村レベルで計画の内容が、まちまちでは、混乱を招くことも考えられ、迅速な対応がとれないのではと心配します。

各市町村が、独自の判断で対応する自然災害と、武力攻撃等では対応も異なってまいります。計画の基本的な構成や対応フローなどは、少なくとも府下市町村では統一しておくことが望ましいのではと考えます。

そのような中で、対応の食い違いが起きないように、また、混乱を防ぐための指針となるのが、府と市町村が共同で作成したモデル計画です。

茨木市の場合、平均的な衛星都市であり、地理的特徴も、北摂、三島地域全体で似通っており、現段階では、モデル計画を基本に考えておき、将来的には、地域防災計画同様、手直しが必要になれば随時修正を加えるということが必要だと思いますが、今後とも大阪府として協力していきたいと思えます。

【回 答】 不要

議長(野村会長(市長))

ただ今のご意見・ご質問につきましては、再度、事務局で検討しまして、茨木市国民保護計画(案)の中に反映させてまいりたいと存じますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしとのことですので、事務局はその方向で進めてください。

続きまして、「今後のスケジュール等について」、事務局から説明を求めます。

今後のスケジュール等について説明(総合防災課長)

それでは、「今後のスケジュール」について、ご説明申し上げます。

資料の 3 をご覧ください。

まず、第 3 回目の協議会ですが、12月中旬から下旬を予定しております。

前回の協議会においても説明をさせていただきましたが、茨木市国民保護協議会からの答申をいただきましたら、上段になりますが、計画案を大阪府知事に協議いたします。

計画確定後、下段になりますが、3月には議会への報告、市民への公表という流れとなっております。

続きまして、資料の4をご覧ください。

市民の皆さんのご意見を参考にするための、パブリックコメントにつきましては、今回の審議内容を踏まえ、資料4の内容で、10月から1か月間を予定しております。

また、計画案、関連資料を示す必要があることから、広報誌、ホームページでの掲載も併せて考えております。

パブリックコメントのご意見につきましては、第3回国民保護協議会までに、市の意見をそえまして報告させていただきます。

以上で「今後のスケジュール、パブリックコメント」につきまして、ご説明を終わらせていただきます。

質疑 なし

議長（野村会長（市長））

それでは、本日賜りましたご意見を集約し、私の方で一定整理させていただき、茨木市国民保護計画（案）として、委員の皆さんに、配布させたいいただきますので、さらにご意見等がございましたら、事務局へ連絡いただければ結構かと思えます。

その後、この計画（案）をもちまして、パブリックコメントを実施させていただき、提出されましたご意見について、計画に反映できるものについては、一定事務局で整理をいたします。

その結果、問題が整理できれば、次回の協議会で計画の成案として、答申とさせていただきたいと考えておりますが、それでご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしとのことですので、その方向で進めてまいりたいと思えます。

それではこれで、本日の茨木市国民保護協議会を閉会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、公私、何かとご多忙のことと存じますが、本市の国民保護計画の答申に向け、ご協力をお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

閉会 午後4時20分